

恵那市火入れに関する条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第172号）

新	旧
（目的） 第1条 この条例は、恵那市の森林又は森林の周囲 <u>1キロメートルの範囲内</u>にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。 （許可の申請） 第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、火入許可申請書 <u>に次の各号に掲げる書類を添え、</u>市長に提出しなければならない。 <u>（1） 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u> <u>（2） 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u> <u>（3） 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し</u> 2 （略） 第3条 （略） （許可証の交付等） 第4条 市長は、火入れの許可をするときは、<u>第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を</u>記載した火入許可証を交付するものとする。 2 （略）	（目的） 第1条 この条例は、恵那市の森林又は森林の周囲 _____にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。 （許可の申請） 第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、火入許可申請書 <u>を</u> _____市長に提出しなければならない。 （追加） （追加） （追加） 2 （略） 第3条 （略） （許可証の交付等） 第4条 市長は、火入れの許可をするときは、<u>必要な事項を</u> _____記載した火入許可証を交付するものとする。 2 （略）

新	旧
<u>ついては10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。</u> <u>2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、これを省略することができる。</u> <u>（火入従事者）</u> <u>第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</u> <u>（1） 0.5ヘクタールまでは10人以上</u> <u>（2） 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上</u> <u>2 火入者は、消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。</u> <u>3 火入責任者は、火入れの跡地が安全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。</u> <u>（火入れの方法）</u> <u>第13条 （略）</u> <u>（火入れの中止）</u> <u>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報の発表</u> 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u> <u>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報、乾燥注意報が発表されたとき</u>又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u> <u>（緊急連絡体制の整備）</u>	（追加） （追加） （追加） （追加） （追加） （追加） （火入れの方法） <u>第11条 （略）</u> （火入れの中止） <u>第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u> <u>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は強風注意報、異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u> （緊急連絡体制の整備）

新	旧
<u>第15条</u> (略) (消防長への通知等) <u>第16条</u> (略) (委任) <u>第17条</u> (略) 附則 (略)	<u>第13条</u> (略) (消防長への通知等) <u>第14条</u> (略) (委任) <u>第15条</u> (略) 附則 (略)